

| 令和元年第4回江北町議会（定例会）会議録 | | | | | | |
|---|-------------|--------------------|-----|-------------------|-----------|----------|
| 招 集 年 月 日 | 令和元年9月11日 | | | | | |
| 招 集 場 所 | 江 北 町 議 場 | | | | | |
| 開 散 会 日 時 及 び 宣 言 | 開 会 | 令和元年9月11日 午前9時00分 | | | | 議長 西原 好文 |
| | 散 会 | 令和元年9月11日 午前10時42分 | | | | |
| 応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 | 議 席 番 号 | 氏 名 | 出 欠 | 議 席 番 号 | 氏 名 | 出 欠 |
| 出席 10名 欠席 0名 | 1 | 石 津 圭 太 | ○ | 6 | 三 苫 紀 美 子 | ○ |
| ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張 | 2 | 江 頭 義 彦 | ○ | 7 | 池 田 和 幸 | ○ |
| | 3 | 金 丸 祐 樹 | ○ | 8 | 吉 岡 隆 幸 | ○ |
| | 4 | 井 上 敏 文 | ○ | 9 | 淵 上 正 昭 | ○ |
| | 5 | 坂 井 正 隆 | ○ | 10 | 西 原 好 文 | ○ |
| 会議録署名議員 | 7 番 | 池 田 和 幸 | 8 番 | 吉 岡 隆 幸 | 9 番 | 淵 上 正 昭 |
| 地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名 | 町 長 | 山 田 恭 輔 | ○ | 環 境 課 長 | 武 富 元 | ○ |
| | 副 町 長 | 山 中 秀 夫 | ○ | 産 業 課 長 | 一ノ瀬 和 義 | ○ |
| | 教 育 長 | 熊 崎 知 行 | ○ | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 納 富 智 浩 | ○ |
| | 総 務 課 長 | 山 中 晴 巳 | ○ | こ ども 教 育 課 長 | 百 武 一 治 | ○ |
| | 建 設 課 長 | 武 富 和 隆 | ○ | 会 計 室 長 | 山 崎 久 年 | ○ |
| | 福 祉 課 長 | 松 尾 徳 子 | ○ | 政 策 課 長 | 田 中 盛 方 | ○ |
| | 町 民 課 長 | 溝 口 進 洋 | ○ | 代 表 監 査 委 員 | 伊 東 啓 子 | ○ |
| 職 務 の た め 議 場 に 出 席 した者の職氏名 | 議 会 事 務 局 長 | 平 川 智 敏 | | | | |
| | 書 記 | 永 尾 史 子 | | | | |
| 議 事 日 程 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会 議 に 付 した 事 件 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり | | | | | |

議 事 日 程 表

▽令和元年9月11日

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 委員長報告
- 日程第4 議案第36号 江北町みんなの公園の設置及び管理に関する条例
- 日程第5 議案第37号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例
- 日程第6 議案第38号 江北町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第39号 江北町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第40号 幼児教育・保育の無償化の取組を図るための関係条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第41号 江北町みんなの公園の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第42号 令和元年度江北町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第43号 令和元年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第44号 令和元年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第45号 平成30年度江北町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第46号 平成30年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第47号 平成30年度江北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第48号 平成30年度江北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第49号 平成30年度江北町水道事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第18 議案第50号 平成30年度江北町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

午前9時 開会

○西原好文議長

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和元年第4回江北町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

議会開会に先立ちまして、このたびの九州北部豪雨災害でお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に対し心からお見舞いを申し上げます。

今もなお、多くの方が被災生活を余儀なくされておられますが、一日も早い復旧・復興を願ってやみません。

また、本日の会議を開く前に、皆様に御報告いたします。

去る6月25日付で田中宏之議員から一身上の都合により議員を辞職したいとの議員辞職願が提出され、地方自治法第126条の規定に基づき、6月26日に私が議員辞職を許可いたしましたので、会議規則第93条第2項の規定に基づき御報告申し上げます。

また、田中宏之議員の辞職に伴い公職選挙法の規定に基づき7月3日付で金丸祐樹議員が繰り上げ当選をされております。

なお、金丸祐樹議員の議席については、会議規則第3条第3項の規定に基づき3番、所属常任委員会については、委員会条例第5条第4項の規定に基づき産業常任委員会と決定しておりますので、あわせて御報告申し上げます。

それでは、本日は定例会でありますので、議長からの諸般の報告及び町長からの行政の重点事項につき報告をいたします。

まず、私のほうから報告いたします。

ページをお開きください。

6月議会において議会改革及び議員のなり手不足の対策として、基山町の休日議会の行政視察を6月8日の土曜日に一般質問の傍聴を行っております。また、夜間議会の行政視察を長崎県小値賀町へ行っておりますが、内容につきましては、後だって委員長報告がなされません。

次に、佐賀県への要望活動を県道多久～江北線バイパス整備促進期成会として町執行部と議員全員による県道整備部への要望活動を行っております。

令和元年度の知事への要望といたしましても同様の内容で要望活動を行っております。

最後にですが、先日9月3日には大雨災害被災地支援といたしまして大町町のグラウンドへ人的支援を行っております。

以上で私のほうからの報告を終わります。

続きまして、町長からの報告を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

皆さんおはようございます。令和元年9月定例町議会の開会に当たりまして、町政の運営状況について御報告を申し上げたいというふうに思います。

去る5月1日、我が国では新しい令和の時代が始まりました。今振り返ってみますと、まだ5、6、7、8、4カ月しかたっておりませんが、こうして町政の担当をさせていただいておりますと、この4カ月前が大変昔のように感じるというのが実感であります。御存じのとおり、世界や日本、また佐賀県、そして、江北町でもこの間さまざまな事が起こりまして、こうした中で目まぐるしい4カ月であったなというのが実感でございます。

ことしの夏は深刻な雨不足を懸念しまして毎日、嘉瀬川ダムの水位がどうなのかというふうなことを気にもしておりましたら、今度は一転、たび重なる台風や大雨の対策、対応に追われた夏だったというふうに思いますけれども、こうしたこともこの4カ月が目まぐるしく過ぎた一つの要因なのではないかというふうに思います。

先ほど、冒頭、議長からも言及をされましたけれども、特に去る8月27日から30日の大雨については、かつて本町にも甚大な被害をもたらしました平成2年の大雨を超える累計432ミリの降雨となったわけでありまして、今回の大雨による本町の被害につきましては、住家の床上、床下浸水を含めた建物の浸水が422戸、町内の崖崩れなどの土砂災害が約80カ所、また、町内の道路冠水に至っては11カ所と、さらに言いますと家畜や作物などの農業についても大変な被害をこうむったところであります。

また、今回の大雨では昨年に続き佐賀県下で大雨特別警報が出されたわけでありましてけれども、本町でもこの特別警報に先立ち山間部、牛津川流域の地区に対しましては避難指示を発令し、99世帯276名の方が老人福祉センター、また、ネイブルといった指定避難所に避難をしていただいたわけでありまして。

先日の区長会の折にも区長さん方にお尋ねをいたしましたら、今御紹介したこの2つの指定避難所以外でも自主的に各区の公民館等々に区として避難をされたという方もたくさんいらっしゃいますので、今回の大雨で避難をされた方の実数はさらに大きいのではないかと

うふうに思っております。

また、大雨が去った後も下水処理のふぐあいやごみの収集、また、消毒剤の配布、さらには罹災証明の発行など、その後処理にも追われて現在もその一部は継続をしているところがあります。

このように、今回の大雨は本町にも大きな爪跡を残すことになったわけでありましてけれども、まずもって今回の大雨で被害に遭われた皆様方に対しましては、心からお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

また、今回の一連の大雨の対応について昼夜を分かたず対応に当たってくれた職員、また消防団、さらにはポンプの操作員や町内の事業者の皆様方を初め、関係者の皆様方には心から感謝申し上げる次第であります。

今回の大雨に際しまして、昨年から交流を始めております実は足立区からも区長のお見舞いのメッセージを頂戴いたしましたし、全国にいらっしゃる江北町の出身者の方からもたくさんのお見舞いのメッセージをいただいたところであります。あわせてこの場でお礼を申し上げたいというふうに思います。

それともう一点、私ども役場の中には現在出向という形で関係機関または他の機関で勤務をしている職員がいるわけでありましてけれども、この職員の中に、今はこうして役場の仕事は離れているけれども、こうして町の今の現状を見るといても立ってもいられないと、何か自分でできることがありませんかということを出てくれた職員がいました。大変私としても感激もいたしましたし、頼もしく思いました。この4年間一緒に仕事をしてきたわけでありましてけれども、おこがましくはありますけれども、私なりに職員の成長といいましようか、心意気に大変感銘をしたところであります。

さらに、今回の大雨につきましては、私ども江北町だけではなく近隣の大大町でありますとか、武雄市では大変深刻な被害を受けられたわけでありまして。私ども江北町としてもこれは決して他人事ではありませんし、一人の人間としてもこれはお互いさまという気持ちもございまして、大雨の直後から職員や消防団員の派遣、また、水を初めとした江北町の備蓄品の提供でありますとか、昨年購入をいたしました江北町で保有をしております救命ボートの貸し出しなど、支援を行ってきたところであります。もちろん、町内の被害対応はしっかりこなしながらではありますけれども、ぜひ我が江北町といたしましては可能な限りこうした支援を行っていきたいというふうに思っておりますし、恐らくそうしたことから我々の

町の安全・安心にも生かせる学ぶ事も多いのではないかというふうに思っておりますので、ぜひ議員の皆様方を初め、町民の皆様の御理解と御協力をあわせてお願いをするところであります。

さて、今回の大雨では、実は8月28日から30日に予定をいたしておりました先ほども御紹介をいたしましたけれども、足立区との交流事業を残念ながら断念せざるを得ませんでした。2回目でもありましたし、何とか行ければというふうにも思っておりましたけれども、江北町としても非常事態下にあったということで、残念ながら断念をしたところであります。

ただ、先ほど御紹介しましたように、足立区からは早速にお見舞いのメッセージをいただいたりということで、既にそうしたきずなが芽生え始めているということも実感できましたし、せっかく子供たちも楽しみにしておりましたので、この年度後半の中で何らかの形で改めて交流ができないかということで、今後探っていきたいというふうに思っております。

こうした大雨の被害でありますとか派遣の断念等、残念なこともありましたけれども、そうした中で、7月27日、本町では初めてとなりますこども食堂が開催をされました。聞くところによりますと、参加者は親子を含め160名ほどの方が食事を楽しんでいただいたというふうに聞いておりますけれども、今回、主催、運営をしていただいた女性ネットワークの皆さん初め、食材を提供していただいた関係機関、また、会場のほうを融通していただいたネイブルを初め、関係者の皆様方に心からお礼を申し上げたいというふうに思います。

いつも言っていることでありますけれども、江北町は新しい時代の中でどうやって生き抜いていくべきかということの中で、こうしたこども食堂の事業というものはまさに新しい時代にふさわしい事業ができたのではないかというふうに私としても思っているところであります。

9月を迎えまして、これから年度後半に突入をいたします。これからは町民体育大会やビッキーふれあい祭りなど、恒例の事業もめじろ押しであります。特にことしは炭鉱閉山50周年を記念したイベントが9月29日、ネイブルにおいて開催をされるところでありますし、さらに申し上げますと、議会の皆様方にもこれまで御協力をいただいておりますけれども、いよいよ11月にはみんなの公園もオープンをするというふうになっております。

私事ではありますけれども、4年の任期もあと残すところ半年余りとなりました。今議会、あすからの一般質問の中では、この4年間の総括や検証、また、今後の私自身の進退を含めた御質問を受けるということになっておりますので、詳細はそちらのほうに譲りたいという

ふうに思っておりますけれども、とりあえず、まず私といたしましては、残る任期を町の安全・安心の確保はもちろん、町の発展、交流の促進、福祉の向上のため、全力で当たりたいというふうに思います。ここにその旨をお誓い申し上げ、本議会冒頭の私からの所信にかえさせていただきます。

本議会もどうぞよろしくお願いたします。

○西原好文議長

次に、一部事務組合等の議会が開催されておりますので、その報告を求めます。

まず、杵藤地区広域市町村圏組合議会が開催されておりますので、私のほうから報告いたします。

杵藤地区広域市町村圏組合議会 7月臨時会が開催されております。

第13号議案 杵藤地区広域市町村圏組合介護保険条例の一部を専決処分により改正したものであります。

第14号議案 当組合議会選出の監査委員の任期が平成31年4月30日をもって満了となりましたので、私、西原好文を再度、監査委員として選任いただいたものであります。

第15号議案 武雄消防署に配置する水槽付き消防ポンプ自動車の購入について。

第16号議案 白石消防署に配置する救急自動車の購入について。

全議案とも異議なく全員賛成で、承認・同意・可決されております。

引き続き令和元年組合議会 8月定例議会が開催されておりますので、その報告をいたします。

まず、初めに組合議会の議長の選挙があり、組合議会議長に引き続き太良町の坂口久信議長が再任されております。

議案につきましては、第17号議案 杵藤地区広域市町村圏組合広告式条例の一部を改正する条例についてですが、組合庁舎移転に伴い、条例公布の掲示板を変更する必要があるための条例改正であります。

第18号議案 杵藤葬斎公園設置及び管理条例の一部を改正する条例ですが、消費税増税に伴い葬斎公園使用料の一部を改正するものであります。

第19号議案 杵藤地区広域市町村圏組合消防手数料条例の一部を改正する条例ですが、先ほどの葬斎公園使用料の改正と同様、消費税増税に伴い消防手数料の一部を改正するものであります。

第20号議案 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更に係る協議について、西佐賀水道企業団の組合からの脱会に伴い規約の変更であります。

第21号議案から23号議案までは平成30年度の一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

第24号議案 令和元年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,162万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億8,783万3千円とするものであります。

第25号議案 令和元年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1回）ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億4,315万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ176億3,126万2千円とするものであります。

第26号議案 令和元年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第1号）ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万6千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ506万2千円とするものであります。

以上全10議案とも異議なく全員賛成で、可決・同意・認定されております。

なお、詳しい内容につきましては、資料を議員控室に置いておりますので、目を通していただきたいと思っております。

続きまして、杵東地区衛生処理場組合議会が開催されておりますので、報告を求めます。井上敏文君、御登壇願います。

○井上敏文議員

皆さんおはようございます。それでは、一部事務組合議会の報告をいたします。

令和元年第2回杵東地区衛生処理場組合議会臨時会が組合長職務代理者田島健一副組合長により招集され、令和元年6月4日午前11時30分より全議員出席のもと、大町町議会議場において開催されましたので、その内容について報告をいたします。

付議事件は以下、2件であります。

選挙第1号 組合長選挙について、議案第3号 監査委員の選任について、以上2件について全委員出席のもと、選挙第1号については組合長に水川一哉氏が当選、議案第3号については組合監査委員に私、井上敏文が出席委員全員により承認をされました。

以上、報告を終わりますが、もっと詳しい内容が知りたい方は、資料を議員控室に置いて

おりますので、ごらんいただきたいと思います。

引き続きもう一件、一部事務組合議会の報告をいたします。

令和元年第3回杵東地区衛生処理場組合議会定例会が水川一哉組合長により招集が告示され、令和元年8月29日午前11時より大町町議会議場において定例会が開催される予定でありましたが、豪雨災害により議員の招集が困難になったため、その告示を取り消し、8月30日に以下3件の議件について専決処分されましたので、その内容を報告いたします。

1件目、（仮称）杵島地区汚泥再生処理センター整備事業請負契約締結についての内容は、契約方法、総合評価一般競争入札、契約金額、35億6,184万円、契約相手方、日立造船所株式会社九州支社支社長、徳尾真信、仮契約締結日、令和元年8月9日。

なお、工期は議決の翌日から令和5年3月17日までとなっております。

第2件目、平成30年度杵東地区衛生処理場組合一般会計歳入歳出決算の認定についてですが、歳入として収入済額が3億645万2,888円、歳出の支出済額が2億8,706万4,357円であり、歳入歳出差引額が1,938万8,531円であります。

第3件目、令和元年度杵東地区衛生処理場組合一般会計補正予算（第1号）についての内容ですが、施設整備基金積立金703万7千円と汚泥再生処理センター整備事業に伴う監督員支援業務費125万4千円を追加するものであります。

専決処分の理由として、地方自治法第292条の規定において準用する同法第179条第1項の規定により、議会を招集するいとまがないためであります。

以上、3件について報告を終わりますが、もっと詳しい内容が知りたい方は、資料を議員控室に置いておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上、報告を終わります。

○西原好文議長

次に、杵島工業用水道企業団議会が開催されておりますので、報告を求めます。瀧上正昭君、御登壇願います。

○瀧上正昭議員

皆さんおはようございます。それでは、杵島工業用水道企業団議会の報告をいたします。

報告をするのは令和元年6月4日に開かれました令和元年第2回臨時会と8月29日に開かれる予定でありました令和元年第3回定例会の2件であります。

それでは、令和元年6月4日火曜日、午前10時より大町町議会議場において全議員出席の

もと、令和元年第2回杵島工業用水道企業団議会臨時会が開かれましたので、その結果について御報告をいたします。

今回新しく議員となったのは、大町町議会選出の三根和之氏、それと私、淵上正昭と大町町総務課長の坂井清英氏の3名で、3名の議席の指定がありました。

付議されたのは、選挙第1号 議長の選挙について、選挙第2号 副議長の選挙についての2案件で、1号、2号とも地方自治法第118条第2項の規定により指名推選が承認され、議長に武雄市議会議員の上田雄一氏、副議長に私、淵上正昭が承認されました。

次に、令和元年第3回杵島工業用水道企業団議会定例会について御報告をいたします。

令和元年8月29日木曜日、午前10時より大町町議会議場において令和元年第3回杵島工業用水道企業団議会定例会が開かれる予定でありましたが、大雨災害により議員招集が困難となり、議会を招集するいとまがないため、定例会の告示を取り消し、8月30日に議案第4号

平成30年度杵島工業用水道事業会計決算の認定についてが専決処分となりました。また、議案第5号 監査委員の選任については、令和2年2月の議会定例会に改めて提出をされる予定となっております。

それでは、専決処分になった平成30年度杵島工業用水道事業会計決算の認定について概略御報告をいたします。

給水量については、年間総給水量は226万4,354トンで前年度より1万8,444トンの増となっております。

収支状況については、営業面では給水量の増加に伴い、収益は153万8,100円の増であります。営業費用は維持管理面における動力費等は増加で、職員の異動による職員給与費、それから、大規模修繕の減による修繕費等が減少となり、前年度と比較いたしますと368万6,845円の減となっております。

営業収支については8,430万6,865円の損失となり、営業外収益における他会計負担金の繰り入れ等により1,371万3,621円の経常利益となっております。しかし、過年度分の消費税処理における他会計負担金の取り扱いに誤りがあり追徴税等が賦課されたことにより、特別損失1,110万円を支出したため、当年度の純利益は261万3,621円となっております。

以上、御報告をいたします。

議会資料は議員控室に置いておりますので、ごらんください。

○西原好文議長

以上で諸般の報告が終わりましたので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○西原好文議長

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において池田和幸君、吉岡隆幸君、淵上正昭君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○西原好文議長

日程第2. 会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から9月24日までの14日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、会期は14日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付しております案のとおりでございます。御了承願います。

日程第3 委員長報告

○西原好文議長

日程第3. 委員長報告を議題といたします。

会期中の事務調査について、総務、産業の両委員会合同で開催されておりますので、委員長より報告を求めます。産業常任委員長井上敏文君、御登壇願います。

○井上敏文議員

それでは、総務、産業常任委員会合同による視察研修の委員長報告をいたします。

令和元年7月18日から7月19日にかけて、私たち産業常任委員会と総務常任委員会の合同で全議員参加のもと、長崎県小値賀町議会における夜間議会の視察研修を行ってまいりました。

小値賀町は長崎県五島列島の北部に位置し、面積は江北町とほぼ同じ25.46平方キロメートルの町であります。人口は、昭和25年は1万968人であったのが、平成27年には2,560人と約4分の1に減少し過疎化が進んでいるということでありました。

町の主産業は漁業、農業であります。最近では観光と6次産業育成に力を入れていると言われておりました。

本題の夜間議会の研修についてですが、当町の夜間議会の傍聴する前に、あらかじめ研修項目として連絡をしていた4点の質問について、横山議長、今田副議長、2常任委員会の委員長、議会運営委員長及び橋本事務局長から丁寧なる説明をしていただきました。

まず、質問の1点目です。夜間議会実施に至った経緯についてですが、小値賀町は平成の大合併にはくみしないで、このまま単独町で行くということを選択したということでありました。

単独町でいくと決定した後、議会では議会基本条例を制定し、住民に開かれた議会を目指すとして、平成24年6月12日に初の夜間議会が実施されております。

また、夜間議会に限らず、住民との意見交換を行う手段として出前議会、青空議会等も実施されておりました。

出前議会とは、町内27、28カ所に議員を2班に分けて地域に出向き、議会活動の説明及び住民との意見交換を実施されております。

また、青空議会は各種団体等に呼びかけて自由に5人以上集まれば、そこに議員が出向き、各種団体ごとにテーマを決めて意見交換等を実施されているようです。

さらに、小学6年生、中学2年生、高校生を対象に年1回模擬議会も開催され、子供たちからの提案も町政に反映させるなどの活動もされておりました。

2点目の夜間議会実施前後の傍聴者数の変化については、夜間議会の実施前と比べれば今ではほぼ倍以上の傍聴者の数となっており、特に女性の傍聴者が多いということでありました。

3点目の夜間議会開催に関しての町民の反応については、初めての夜間議会を開催した平成24年6月12日に傍聴に来られた方にアンケートを実施されておりましたが、全傍聴者の95%の方が夜間議会は時々実施してほしいという結果であったということでございます。

4点目の夜間議会に係る事務手続についての質問に対して、夜間議会については町長、副町長、教育長、課長が本会議に出席しますが、待機職員は一般質問に関する課の係長のみであり、その待機職員については時間外勤務手当で対応しているとのことでありました。

研修初日の夜は午後7時から午後9時に開催された夜間議会を実際に一般傍聴者とともに私達も傍聴させていただきました。議会では3名の議員が一般質問に立たれ、その内容に

については、基本的には議員の一般質問に対しての答弁は町長が行い、補足的な事務の説明は課長が答弁されておりました。

この小値賀町の夜間議会の特徴として感じたことは、1人の議員が一般質問を終えた後に暫時休憩の時間をとり、この休憩のときに「模擬公聴会」と題して、議長から「傍聴席からの意見はありませんか」と呼びかけておられました。このとき、傍聴者の一人から質問があり、先ほどの質問者に対し、質問の趣旨とその文言について具体的にその意味を質問者に尋ねられ、質問者が傍聴者に対して答えるという場面がありました。今回は町長に対して傍聴者からの質問はありませんでしたが、町長に対しての質問も許可されるということでありませ

す。
今回の夜間議会を傍聴した後、小値賀町の西村町長、横山議長と私たちとの意見交換をする場があり、小値賀町議会の特色、また傍聴者から質問があったことについてお互いの意見を交わしました。横山議長は「この夜間議会で傍聴者からの質問に対し議会が混乱したことはない」と、このように言われておりました。

なお、この夜も傍聴者の方が多数来られ、既設の傍聴席だけでは足りず、控室に設置してあるモニターを見ておられる傍聴者の方もおられたと聞き、非常に活気ある夜間議会が開催されていると感じとったところでございます。

結びになりますが、今回の小値賀町の夜間議会を視察研修してまいりましたが、小値賀町議会が取り組まれている夜間議会や青空議会、出前議会の開催等について積極的に議員活動を展開されており、まさに住民に開かれた議会をそのまま実践されているという印象を持ったところでございます。この先進的な取り組みについて大変参考になったところでございます。

以上、総務、産業常任委員会合同による視察研修の報告といたします。

○西原好文議長

以上で委員長報告を終わります。

日程第4～第18 議案第36号～議案第50号

○西原好文議長

日程第4．議案第36号から日程第18．議案第50号までを一括上程いたします。

職員をして議案を朗読させます。平川局長。

○議会事務局長（平川智敏）

(朗読省略)

○西原好文議長

朗読が終わりましたので、町長からの提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

それでは、本議会に提案をいたしました各議案につきまして、順次、提案理由の御説明を申し上げたいというふうに思います。

まず、議案第36号 江北町みんなの公園の設置及び管理に関する条例でございます。

冒頭も申し上げましたとおり、いよいよみんなの公園の完成が間近となりました。多様な町民が憩い、集い、また交流するとともに、自発的な地域づくり活動を促す拠点となります江北町みんなの公園の設置及び管理に関する基本的事項を定めるため、条例を提案するものであります。

次に、議案第37号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例について御説明申し上げます。

令和元年6月14日、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、成年被後見人等を職種・資格・業務等から一律に排除する規定等を設けている約180の法律が改正をされたところであります。

地方公務員法におきましても、現行の欠格条項から成年被後見人と被保佐人を削除する改正が行われ、本年12月14日から施行されることを踏まえ、本町においても整備法の形式に倣い江北町職員の給与に関する条例及び江北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一括改正を行うものであります。

次に、議案第38号 江北町税条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことにより、令和元年10月1日以降に施行される法律の改正内容にあわせて、江北町税条例等の一部を改正するものであります。

今回の主な改正内容といたしましては、1点目、個人住民税の非課税措置の対象に児童扶養手当の支給を受けていて、前年の所得が135万円の以下のひとり親を対象に追加するものであります。

2点目、軽自動車税の環境性能割を消費税の引き上げに伴う臨時的な対応として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した場合、環境性能割の税率为1%軽減す

るものであります。

3点目、現在実施されている軽自動車税における燃費性能等がすぐれた軽自動車の税率を軽減するグリーン化特例制度を2年間延長するものであり、また、令和4年度課税分からグリーン化特例制度の対象車を自家用車の電気自動車等に限定するものであります。

最後4点目、資本金1億円以上の法人に対して、法人町民税等の電子申告を義務化したことに伴い、災害や通信障害等の理由により納税申告書を電子的に提出することが困難であると認められる場合、申告書を書面により提出することができることとするものであります。

次に、議案第39号 江北町印鑑条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布され、令和元年11月5日から施行されることに伴い、印鑑登録証明書事務処理要領の一部も改正がなされたところであります。これに伴い江北町印鑑条例の一部を改正するものでありますが、今回の改正内容は、婚姻等により氏の変更があった者が届け出によって住民票に旧氏、旧姓をですね——記載することが可能となったことから同様に印鑑登録及び印鑑登録証明書にも旧氏、旧姓を記載することができるように改正するものであります。

続きまして、議案第40号 幼児教育・保育の無償化の取組を図るための関係条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

幼児期の教育・保育の重要性に鑑み、子育てを行う家庭の経済的負担を軽減するという少子化対策の観点から、令和元年10月1日より3歳児から5歳児までの全ての子供の幼児教育・保育の費用を無償化することとされ、子ども・子育て支援法の改正や関連する法令等が改正されたところであります。

これに基づき、本町においても幼児教育・保育の無償化の取組を図るための関係条例、江北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、江北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例及び江北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を行うものであります。

続きまして、議案第41号 江北町みんなの公園の指定管理者の指定についてであります。

みんなの公園の管理運営につきましては、地方自治法第244条の2第3項に基づき指定管理者の募集を行い、有限会社日生開発を指定管理者の候補者として選定しております。

指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決が必要であることから本議案を提出するものであります。

続きまして、議案第42号 令和元年度江北町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

今回の補正額は、6,139万8千円を増額し、歳入歳出予算総額を59億3,692万4千円とするものであります。

補正予算の主なものは、JR肥前山口駅利用促進に関する事業、平山地区生活館の斜面对策、11月17日に開園いたしますみんなの公園の指定管理委託、幼児教育・保育無償化関連事業費等を計上しております。

歳出予算の主なものは、肥前山口駅利用促進、これはパークアンドライド化でありますけれども、実証実験事業費110万1千円。

次に、同じく肥前山口駅利用促進、こちらは観光・交流拠点化でありますけれども、事業費51万7千円。

次に、平山地区生活館斜面对策事業費2,600万円。

4つ目に、みんなの公園指定管理委託料855万3千円。

5つ目に、幼児教育・保育無償化関連事業費723万5千円などです。

補正予算の財源といたしましては、事業執行における国庫・県支出金、前年度繰越金などです。

次に、議案第43号 令和元年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

今回の補正額は、74万円を増額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ11億3,207万円とするものであります。

補正の内容は、Windows 7のサポート終了に伴う国保業務端末機の購入費及び特定健診受診促進事業の委託費を増額補正するものであります。

次に、議案第44号 令和元年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正額は302万3千円を追加し、歳入歳出予算総額を7億9,432万9千円とするものであります。

江北クリーンセンターの水処理機能の低下に伴い、4月当初から日常の汚泥処理量をふやし、7月には緊急の汚泥引き抜き処分を実施いたしました。その後、水質は改善の傾向が見られ水処理も安定しつつあるものの、現在の状態を維持していくためには今後も一定量の汚

泥を確実にかつ計画的に引き抜き・処分をする必要があります。

このため、通年での汚泥処理費用、凝集材購入費・脱水汚泥処分費でありますけれども——が発生をする見込みであることから302万3千円を増額するものであります。

続きまして、議案第45号 平成30年度江北町一般会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

平成30年度の決算につきましては、歳入総額58億5,732万4,651円、歳出総額56億5,775万8,264円であり、差し引き1億9,956万6,387円の黒字となりました。また、翌年度へ繰り越すべき財源として835万6千円を差し引いた実質収支額は、1億9,121万387円の黒字となっております。

歳入につきましては、地方交付税が対前年度比1.0%の減、ふるさと応援寄附金が昨年の返礼品等の対応の見直しにより32.0%の減となっております。

町税につきましては、固定資産税の評価がえによって減収となったものの、個人住民税や法人税等が増加したことにより、対前年度比1.8%の増となっております。また、旧上小田団地の跡地を一部売却し、上分町有地の宅地分譲により財産収入としましては大幅な増となっているところであります。

次に、歳出につきまして、安全・安心なまちづくりの推進のため、大雨等の災害時に対応すべく救命ボートの導入を行い、また、防災ネットあんあん市町情報システムの導入、犯罪抑止のための青色防犯パトロール車の導入等を行ったところであります。

また、通学路の交通安全対策事業として新たに2路線の整備と駅南地区東西線の整備に着手をしたところであります。

そのほか、将来を担う子供たちの異文化交流、国際交流として、小・中学生を国内外に派遣する交流事業や待機児童解消のため、民間保育所2園の施設整備に対する補助を行い、平成29年度から継続して事業を行っておりますみんなの公園整備なども行ってきたところであります。

予算執行における主な事業の詳細につきましては、提出をいたしております別冊の主要施策の成果報告書のとおりでありますので、あわせて御参考いただければと思います。

なお、議案第45号から第50号につきましては、後ほど報告がありますとおり監査委員の決算審査を終了いたしており、地方自治法及び地方公営企業法の規定により議会の認定をお願いするものであります。

次に、議案第46号 平成30年度江北町無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

平成30年度の決算状況は、歳入総額1億2,559万3,052円、歳出総額1億1,175万5,261円、歳入歳出差引残額1,383万7,791円となっております。

歳入の主なものは、基金運用益による財産収入8,664万4,824円と基金繰入金3,230万9千円であります。

歳出の主なものは、施設等の維持管理に要した費用となっております。

続きまして、議案第47号 平成30年度江北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

平成30年度の決算状況は、歳入総額12億1,847万2,113円、歳出総額11億6,418万2,223円で、歳入歳出差引額は5,428万9,890円の黒字となりました。

平成30年度においては、国民健康保険税の収納率が前年度とほぼ同率の96.85%であったこと、また、保険給付費が前年度より2.4%減少したことなどから単年度収支の黒字となった要因であります。また、平成30年度は調整基金に積み立てを行っており、8月末の基金残高は1,998万9,076円であります。

平成30年度から国保広域化が実施をされたところありますけれども、今後も安定的な財政運営に町としても努めていきたいと考えておるところでございます。

続きまして、議案第48号 平成30年度江北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

平成30年度の決算状況は、歳入総額1億1,370万1,200円、歳出総額1億1,321万5,784円で、歳入歳出差引額48万5,416円となり、この額は令和元年度へ繰り越し、精算することといたしております。

歳入のうち、保険料収納額は7,664万3,800円で、収納率は100%となりました。

次年度においても保険料収納率100%徴収に努めていきたいと思っております。

次に、議案第49号 平成30年度江北町水道事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明を申し上げます。

平成30年度決算における利益剰余金は、地方公営企業法の規定により、5,802万490円全額を自己資本金へ繰り入れをするものであります。

また、平成30年度の水道事業運営は、施設の大きな故障、事故等なく、新設管布設事業及

び老朽管更新事業を実施するなど、適正な維持管理により水道水の安定供給を行うことができませんでした。

経営面におきましては、水道事業収益は2億3,230万5,512円となりました。

これに対して、水道事業費用は2億9,978万4,164円で、当年度純損失として6,747万8,252円となる決算でございました。

資本的収支につきましては、支出額7,622万2,651円で、収入額が支出額に対して不足する額は内部留保資金等を取り崩して補填をいたしたところでございます。

最後になりますが、議案第50号 平成30年度江北町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

平成30年度の決算額は、歳入総額7億7,520万9,601円で、歳出総額7億5,790万7,342円で、歳入歳出差し引き1,730万2,259円であります。

歳入の主なものは、下水道使用料1億17万6,150円、一般会計繰入金4億2,260万8千円であり、歳出の主なものは、公共下水道費として江北クリーンセンター流量調整槽建設工事1億1,205万6,480円、農業集落排水事業費のうち設備更新として3,702万1,320円、公債費として起債元金・利子の償還金3億7,796万1,957円であります。

以上が本議会、冒頭提案させていただきました議案でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○西原好文議長

町長からの提案理由の説明が終わりました。

引き続き議案第45号から議案第50号までは、平成30年度会計の決算認定について提出されております。つきましては、監査委員から決算審査の報告を求めます。代表監査委員伊東啓子君、御登壇願います。

○代表監査委員（伊東啓子）

おはようございます。監査委員の伊東でございます。

まず、審査意見を申し上げます前に一言述べさせていただきます。

このたびの8月27日から28日にかけての豪雨により近隣市町では甚大な被害をこうむられました。ここにお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に対し、心からお見舞いを申し上げます。

では、ただいまから平成30年度江北町一般会計、特別会計、歳入歳出決算及び定額運用基金運用状況審査意見を申し上げます。

なお、この審査意見につきましては、監査委員2名の合議のもとでございます。

まず、お手元に配付しております意見書の1ページをごらんいただきたいと思っております。

審査の対象でございますが、(1)から(7)まで記載しておりますように、平成30年度江北町一般会計歳入歳出決算ほかの証書類をもって審査の対象といたしました。

審査の期日でございますが、令和元年7月22日から8月6日まで実施したところでございます。

審査の方法でございますが、審査に付された一般会計、特別会計歳入歳出決算書及び証書類、その他政令で定めます書類並びに定額運用基金運用状況調書について、下記(1)から(5)の諸点に主眼を置き、伝票等と照合いたしますとともに、関係職員の説明を聞き、さらにこれまで実施いたしました監査の結果をも考慮いたしまして、慎重に審査をしたところでございます。

審査の結果でございます。平成30年度一般会計及び特別会計の決算の計数は、審査に付された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書に基づき審査いたしました結果、関係諸帳簿及び附属証拠書類と符合していることを確認いたしました。

事務事業につきましては、おおむね議決の趣旨に沿って執行されているものと認められましたが、一部不適切なものがございました。

また、財務に関する事務の執行につきましては、前回の決算審査、定期監査時の指摘等はほぼ改善され、適正に処理されておりましたが、いまだ一部不適切な事務処理が見受けられたところでございます。

財政の運営につきましては、依然として厳しい財政状況ではございますが、各課の効率的な運営により適正に管理されていると認められたところでございます。

また、基金の運用につきましては、その設置の目的に従って適切に管理運用されておりました。

次の2ページの第2 審査の内容から23ページの第5 基金運用状況までは決算の概要を詳細に記載したものでございます。後ほどごらんいただければと思います。

続きまして、24ページをお願いいたします。

審査の意見でございます。

一般会計の収支状況は、歳入総額58億5,732万4,651円、歳出総額56億5,775万8,264円で、歳入歳出差引額（形式収支額）は、1億9,956万6,387円となっております。この中から事業を繰り越したことに伴う、その財源として翌年度へ繰り越すべき額835万6千円を差し引きました実質収支額は1億9,121万387円の黒字となっております。

歳入でございます。

歳入は、前年度に比べ5億6,095万9,316円増加しております。これは主に寄附金は2億4,874万8,540円減少いたしました。また、国庫支出金2億7,568万5,003円、町債2億7,471万4千円が増加したためでございます。

歳出でございます。

歳出は、前年度に比べ6億1,175万700円増加しております。これは主に総務費は903万8,673円減少いたしました。また、民生費3億2,177万8,511円、土木費1億9,526万7,421円が増加したためでございます。

続きまして、特別会計でございます。

特別会計の決算収支は、歳入総額22億3,297万5,966円、歳出総額21億4,706万610円で、歳入歳出差引額は8,591万5,356円の黒字となっております。この黒字の主な要因は、臨鈦ポンプ等維持管理事業特別会計の形式収支額は1,383万7,791円で、前年度に比べ741万2,025円増加しております。国民健康保険事業特別会計の形式収支額は、5,428万9,890円で、前年度に比べ516万8,372円増加したことによるものでございます。

実質収支額は、形式収支額8,591万5,356円から翌年度へ繰り越すべき財源、下水道事業特別会計93万9千円、臨鈦ポンプ等維持管理事業特別会計879万2千円を差し引きました7,618万4,356円となっております。

歳入でございます。

歳入は、前年度に比べ3,543万6,064円減少しております。これは下水道事業特別会計7,079万3,476円、後期高齢者医療特別会計476万7,289円は増加いたしました。また、国民健康保険事業特別会計1億377万2,707円、臨鈦ポンプ等維持管理事業特別会計722万4,122円が減少したことによるものでございます。

歳出でございます。

歳出は、前年度に比べ4,899万4,719円減少しております。これは下水道事業特別会計6,981

万1,796円、後期高齢者医療特別会計477万711円は増加いたしました。国民健康保険事業特別会計1億894万1,079円、臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計1,463万6,147円が減少したためでございます。

続きまして、25ページをお願いいたします。

収入未済額、不納欠損額でございます。

一般会計の収入未済額は3,675万4,684円で、前年度に比べ552万4,653円減少しております。これは主に町税未済額の減少によるものでございます。

収入未済額の主なものは、町税、固定資産税が占めております。2,106万2,390円でございます。

収入未済額の77.1%を占めます町税につきましては、県と一体となって長年努力されていることにより、今年度も前年度同様、減少となっているところでございます。

特別会計の収入未済額は3,155万2,582円で、前年度に比べ290万4,482円減少しております。収入未済額の71.4%を国民健康保険税が占めておりますが、下水道事業特別会計の分担金及び使用料も多額となっているところでございます。

収入未済につきましては、法的措置などを含め諸所努力されており、全体としては減少しております。しかしながら、長期の未済も多くなっており、年月とともに徴収が難しくなってくると思われま。

今後も公平な負担と自主財源の確保の観点から、引き続きその解消に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努めていただきたいと思います。

一般会計の不納欠損額は190万6,526円で、前年度に比べ50万8,747円増加しております。また、特別会計の不納欠損額は192万9,310円で、前年度に比べ49万1,815円減少しております。

不納欠損とする場合もその事由を真に審査され、慎重に手続をとっていただきたいと思います。

続きまして、不用額でございます。

一般会計の不用額は1億3,981万736円で、前年度に比べ3,128万2,300円増加しております。主なものは総務管理費4,813万9,186円、社会福祉費2,554万283円、保健衛生費1,321万9,929円等であり、多額の不用額となっております。

特別会計の不用額は、8,975万2,390円で、前年度に比べ3,280万9,719円増加しております。

主なものは、国民健康保険事業特別会計7,117万777円でございます。

国や県の施策に伴います補助金等の減も考えられますが、財源の有効活用を図る観点から、予算編成時に精度の高い所要経費を見積もるとともに、適切な執行管理のもとで補正などを行うことにより効率的な予算執行に努めていただきたいと考えております。

続きまして、繰越額でございます。

一般会計の翌年度へ繰越額は1億4,432万7千円で、前年度に比べ2,777万1千円減少しております。繰越額は、継続費が5,662万円、明許繰り越しが8,770万7千円となっております。

事業繰り越しの主なものは、みんなの公園整備事業、町道駅南地区東西線道路改築事業及び小学校管理費事業等でございます。

特別会計の翌年度への繰越額は、下水道事業特別会計1,782万4千円、臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計879万2千円となっております。

繰り越しにつきましては、地方自治法第208条、会計年度及びその独立の原則から明確な繰り越し理由が必要でございます。しかし、明確な理由はなく、当該年度に執行できなかった事業を安易に繰り越ししているものが見受けられました。事業の執行を計画的に行い、先を見据えた手続を早目にとるなど安易な繰り越しをしないよう、今後特に注意していただきたいと思っております。

続きまして、26ページをお願いします。

自主財源でございます。

自主財源は23億4,196万4,207円で、前年度に比べ2,862万2,938円減少しております。これは主に財産収入は増加いたしましたものの、寄附金と諸収入が減少したためでございます。平成30年度の歳入に占めます自主財源構成比は40.0%、前年度は44.8%でございました。

今後、社会保障費の増大や公共施設の老朽化に対応するための経費負担が予想されます。厳しい財政状況のもと、安全・安心なまちづくりを進めるためには自主財源の増加が不可欠でございます。自主財源が増加するようあらゆる工夫と施策を総動員し、職員一体となって歳入の確保に努めていただきたいと思っております。

続きまして、財政指数でございます。

普通会計における主な財政指標を見ますと、財政上の能力を示す指標であります財政力指数は若干改善されているものの、財政運営の健全性を示す指標であります実質収支比率は6.8%で、前年度に比べ0.5ポイント、また、財政構造の硬直化等の指標であります経常収支

比率は88.1%で、前年度に比べ1.3ポイント悪化しているところでございます。

今後、これらの比率が改善され安定的な財政運用となるよう望むものでございます。

続きまして、公有財産でございます。

一般会計、土地及び建物でございます。

行政財産は、土地25万8,188.92平方メートル、建物4万6,838.28平方メートルで、増減はなく、平成29年度末同様となっております。

普通財産は、土地は18万8,198.67平米で、前年度に比べ3,403.51平方メートル増加しております。建物は増減なく、1,088.65平方メートルで平成29年度末と同様となっております。

普通財産の土地の増加につきましては、みんなの公園用地分でございます。

続きまして、山林でございます。

面積・立木の推定蓄積量ともに、平成30年度中の増減はなく、平成29年度末と同様となっております。しかし、立木の推定蓄積量につきましては、成長もあり枯死もあります。長年増減がないとは考えにくいところでございます。森林台帳と照合の上、財産としてきちんと管理していただきたいと思うものでございます。

普通財産の土地及び山林で未利用となっているもののうち、活用計画のない財産につきましては、売却処分等を検討していただきたいと思っております。

続きまして、物品につきましては、重要物品はもとより、それ以外の物品等につきましても適正な管理に努めていただきたいと思っております。また、指定管理者制度で貸し付けている物品等についても適正に管理をしていただきたい。

基金につきましては、引き続き適正な管理及び処分に努めていただきたい。

指定管理者制度によります公の施設の管理につきましては、協定書等で確認した諸条件に合致していない事務手続がとられていないか、事業報告の内容等について誤っていないか、貸し付け備品は適正に管理されているか等、基本協定書等に基づく指導・監督・審査を徹底していただきたいと思っております。

続きまして、特別会計でございます。

下水道事業特別会計の公有財産につきましては、平成30年度中に増減は見られず、平成29年度末と同様となっております。

続きまして、基金でございます。

基金残高は128億2,384万1,491円となっており、前年度より2億5,091万6,157円増加して

おります。これは主として、ふるさと振興基金及び鉱害復旧施設維持管理基金が増加したことと、新たに国民健康保険事業調整基金に1,998万9千円積み立てられたためでございます。続きまして、ふるさと応援寄附金でございます。

平成30年度は5万1,172件、5億2,493万4,460円でございます。前年度に比べ1万5,283件、2億4,674万8,540円減少しております。これは総務省からの通達もあり、平成30年11月から町におかれましては返礼品が3割を超えないように見直されたことが影響したと考えられます。

令和元年6月開始の新制度では、改正法に基づく総務省の告示で、昨年11月以降、制度の趣旨に反する方法で著しく多額の寄附を集めていないことが参加基準の一つとなっております。

なお、基金としての積立額は、1億1,295万4,142円でございます。

ふるさと応援寄附金は、安全・安心なまちづくりや小・中学生の給食費等に充当され、町にとって欠かせない財源でございます。今後も総務省からの通達等を遵守するとともに、町独自の魅力ある返礼品等を工夫・開発され、寄附金の増収を図っていただきたいものでございます。

続きまして、財務関係事務でございます。

予算執行に当たりましては、地方自治法、財務規則等関係法令を遵守することはもとより、町民の信頼を得るためにどうすればよいかという、より高い意識を持って執行することが求められております。前回の決算審査並びに定期監査の際に指摘した事項はおおむね改善されておりますが、しかし、なお指摘事項に対する対応が不備な点も見受けられました。

大きな事業を進行する際は、先を見据えて先手を打っていく必要がございますが、日ごろの業務に追われ、まだ確立されていないように見受けられたところでございます。

財政に関する秩序の維持は極めて重要でございます。財務事務を行う職員が研修等を通してスキルアップを図ることはもちろん、職場内において進行管理等をチェックするなどのサポート体制の確立により不適切な事務処理の多くは解消できるものと考えます。

指摘事項については、次ページに掲載しております。

28ページをお願いいたします。

重要な指摘事項でございます。

まず、繰越事由に該当しない事由により明許繰り越しをされており、まことに不適切でござ

ございました。

建設課の臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計、灌水機管理事業の繰越明許についてでございます。879万2千円。繰越事由は資材が調達できないためということでございます。この件については、本年1月の定期監査で送水ポンプ取りかえ工事が1月定期監査時現在、未契約であると、ポンプ製作には6カ月ほど要するとのことであり、予算は当初でついており、早急に契約すべきであったと指摘していたところでございます。当然、定期監査終了後での契約は年度内に終了しないことが明白であったため、明許繰り越しとして翌年度繰り越しの手続をとられましたが、明許繰り越しというものは特例でございまして、明確な事由がないと繰り越しできません。繰越事由の資材が調達できないためとは一体何を根拠に、まだ契約も結ばないうちに誰が資材が調達できないと判断したんでしょうか、その事由とされたのか、全く不明でございます。平成30年中にも未執行であることは監査調書の作成時時点でも判明していることであり、単なる業務の失念であり、明許繰り越しとして措置されたことは全くもって遺憾でございます。

続きまして、町道駅南地区東西線道路改築事業の明許繰り越しについてでございます。5,126万8千円でございます。繰越事由は、関係機関との協議に時間を要したこと、平成30年度予算で補償補填及び賠償金、公有財産購入費、工事請負費を計上されておりますが、全て平成31年度への明許繰り越しとなっております。これは土地評価の結果をもとに税務署との租税特別法の特例を受けるための協議が必要でございますが、この協議日の調整がおくれたことが原因でございます。先を見越して早目に協議日の申し入れを行っていただければ、評価委託契約完了が10月31日となっておりますので、その時点からでも申し入れを行っていただければ1月からでも用地交渉ができたのではないかと考えます。3カ月では用地交渉は完全に行われなと思いますので、結果的には繰り越しになったかもわかりませんが、繰越事由は用地交渉が手間取ったためという理由がつくと思われまます。

今回の繰越事由は関係機関との協議に時間を要したこととなっておりますが、これは協議日程調整のおくれであり、関係機関との協議に時間を要したわけではございません。

また、明許繰り越しとしたため、用地交渉の相手であります地権者23名と令和元年度中に締結しなければ、令和元年度中に補償補填及び公有財産購入費及び工事請負費を支出することも難しくなります。明許繰り越しは1回しかすることができませんし、事故繰り越しの事由には全く該当いたしません。非常に難しい判断になると思われまます。なぜ平成30年度当初

予算で委託料以外の事業費を計上されたのか、明許繰越事由には該当しないのに、元来、明許繰り越しありきであったと思われるも仕方がないと考えております。

29ページの上のほうに書いておりますように、税務署との協議につきましては、10月31日に評価の委託が終わっておりますので、それから1カ月ほど税務署に提出する資料の作成を要したと聞いております。そのために1回目に税務署に申し込まれた日には12月中旬、回答はなく再度2回目の申し込みは1月中旬、結果、協議日、平成31年3月27日で、回答日、平成31年4月19日となったところでございます。

続きまして、産業課、プレミアム付商品券についてでございます。

繰越事由は、国庫補助金の交付決定時期によるもの。

プレミアム付商品券につきましては、国から平成31年1月15日付で事務費補助金の目安額というものが提示されております。これをもとに平成30年度分を3月補正で予算計上し、明許繰り越しとされております。繰越事由は国庫補助金の交付決定時期によるものとされておりますが、この交付決定時期はあくまで年度末になされたものが明許繰り越しとなるものでございます。

プレミアム付商品券の補助金の申請は平成31年4月9日、交付決定は平成31年4月24日となっております。歳入調定は交付決定のときと財務規則第26条で決められておりまして、当然、新年度歳入となるべきでございます。明許繰り越しとするなら3月までに申請し、交付決定を受けるべきでございました。

繰り返しになりますが、明許繰り越しというものにつきましては、地方自治法第208条、会計年度及びその独立の原則で、地方自治体の予算執行は単年度、4月1日から翌年3月31日までであると決められております。しかし、やはりどうしてもやむを得ない理由により翌年度に繰り越しをしなければ事業が執行できない場合に明許繰り越しができるとされておまして、そのために事由については、財務省が厳しく定められているところでございます。

この3件、いずれも繰越事由には該当しないと考えております。安易に明許繰り越し等にならないよう事業の執行等については、常に注意をしていただいて年度内に執行ができますよう今後は注意していただきたいと思っております。

続きまして、建設課でございます。

歳入費目誤りについてでございます。

農地災害復旧事業補助金で収入すべきところ、農業用施設災害復旧事業補助金の収入と

なっております。

平成29年度に事業完了いたしました観音下農地災害復旧工事の県補助金63万7千円につきましては、平成29年度中に54万1千円、これは農地災害復旧事業補助金で受け入れられております。しかし、平成30年度に残り9万6千円、県から交付が来ました。それを農地災害復旧事業補助金に入れるべきところを農業用施設災害復旧事業補助金、しかも明許繰り越しの中に受け入れられております。

平成30年度分につきましては農地災害復旧事業補助金の科目が設定されておらず、誤って農業用施設災害復旧費事業補助金に受け入れてしまったものであります。今後、十分に気をつけていただきたいものでございます。

続きまして、30ページでございます。

福祉課でございます。

請求書等が添付されないまま支給されておりました。高齢者祝い金、出生祝い金、児童手当、現金支払い分でございます。支出する際は江北町財務規則第56条、支出命令書の添付書類、江北町財務規則第58条、請求書による原則の例外、請求書等がとれない場合は支出調書等を作成しなさいとなっております。必ず請求書等を添付することになっておりますが、添付されておりませんでした。公金を支出する場合は請求書等をなくしては支出できません。今後、十分注意していただきたいと思っております。

こども教育課でございます。

育英資金貸付金で延滞利息が徴収されておりませんでした。

江北町育英資金貸付条例第7条で償還期日までに返還がない場合は年10.95%の延滞利息を徴収するとなっておりますが、徴収されておりません。条例で定められているのであれば徴収すべきでございました。また、令和元年8月号の「広報こうほく」で貸し付け学生の募集をされておりますが、延滞利息等については明示されておりません。条例で定まっているなら明示して募集するべきであったと思っております。

しかし、この延滞利息につきましては、現代にそぐわない率だと思われ、条例の改正を行うことも検討していただきたいと思っております。

余分でございますが、佐賀県の条例によりますと、「あなたが計画した返済期日を6カ月過ぎるごとに、滞納金額に対して5%の延滞利子を徴収する。」となっているところでございます。

続きまして、保育所職員給食費徴収金・3歳以上児主食代の納入についてでございます。

このことにつきましては、1月の定期監査で保育所職員給食費徴収金・3歳以上児主食代の給食費につきましては、江北町幼児教育センターで毎月徴収されているにもかかわらず町に収入されていなかったと指摘していたところでございます。

決算審査の際、上記のことを確認したところ通帳で管理されており、保育所職員給食費徴収金・3歳以上児主食代は3月1日に調定され、3月4日に納付されておりましたが、3月分の給食費・主食代はどうなっているか不明でございます。金銭出納簿も作成されておりません。

しかも、その通帳には町に納付する分、給食センターに支払う分、直接幼児教育センターで業者に支払う分が混在しており、3月分としての預かりは4月19日が最後でございますが、その時点での通帳現在高は45万4,312円となっております。この多額の残高についてきちんと精査していただきたいと思っております。

令和元年度10月から保育料が無償化されます。保育料に含まれておりました副食費代につきましては、町が収入し、賄い材料として支出することになります。このためにも通帳残については確実に把握し、処理していただきたいと思っております。

続きまして、31ページでございます。

産業課でございます。

財産台帳の立木の推定蓄積量につきましては、先ほど財産のところでも申し上げましたとおり、長年記載に増減がございません。立木は成長・枯死するのは当然のことでございますが、きちんと森林整備台帳と突合して財産報告書を提出していただきたいと思っております。

続きまして、こども教育課でございます。

花山球場の管理委託についてでございます。

花山球場の管理につきましては、佐賀魂、佐賀スピリッツと委託契約されております。グラウンドの除草につきましては記載されておりますが、その回収処理方法については記載されておりません。そのため、処理費をこども教育課が土井商会からの見積書で支払われております。花山球場の除草処理につきましては、土井商会に委託した起案はなく、支払い根拠が不明でございます。

除草処理につきまして管理委託契約を見直すか処理業者に委託するか明確にさせていただきたいものでございます。

なお、花山球場のり面の除草につきましては、シルバー人材センターに委託されておりますが、委託契約書に処理まで明記されておるところでございます。

続きまして、文化財総務費、町史編さんの謝金についてでございます。

町史編さん委員のための謝金は9月に100万5千円補正し、予算現計107万1千円となっております。

6月から8月までの委員謝金の支出は累計で4万9,200円でございます。当初予算は6万6千円しかついておりませんので、その9月以降の委員謝金の支出を考えますと補正はやむを得ないところがございます。しかし、9月補正額の主なものは調査費でございますが、調査はほとんどされておらず、そのため75万9,400円の不用残が出ております。9月に補正して多くの不用額を出すのは好ましくありません。

9月以降の委員会開催・拡大企画編集部会の開催、調査の予定等各委員と話し合い、適正な補正予算を組むべきであったと考えております。

続きまして、子ども・子育て支援事業計画推進事業の調査委託についてでございます。

江北町子ども・子育て支援事業計画のための基礎資料とするため、ニーズ調査を委託されております。予算現額204万5,112円でございますが、この予算の見積もりにつきましては、調査票の作成、配布、回収、結果分析等を委託する計画で計上されております。しかし、平成31年1月29日の県の会議で国の調査項目が決定し、調査票の作成、配布、回収までを子育て支援係で行うこととし、分析のみ業者に委託することになったそうでございます。その委託は平成31年3月25日に委託契約し、29日に完了したところでございます。

見積書は4社でございましたが、課の予定価格は120万7,440円、分析のみで委託期間は5日間でございますが、3社の見積額は記載しておるとおりでございますが、大きく差が出ております。B社が落札し、最終契約額は37万8千円でございます。この落札額から課の予定価格は120万7,440円と設計されていたが妥当であったのか。また、見積額が3社大きく差が出ているが、業務内容説明に問題がなかったのか、結果的に不用額が166万7,112円と多額になったところがございます。

今後は早目に見通しを立てて事業を執行していただき、不用額を残さないようお願いしたいと思います。

続きまして、全庁でございます。

歳入の更正についてでございますが、一般会計以外の歳入振替が公金振替で行われており

ました。

歳入の更正につきましては、財務規則で定められておりました振替命令書収入更正で行うべきでございます。しかし、現会計システムでは特別会計につきましては、公金振替でしか行えないシステムとなっております。システム構築時に間違いがあったと思われませんが、財務規則どおり構築すべきでございました。現状ではシステム変更は難しいとのことでございまして、二、三年後システムを見直されるとのことであり、財務規則と照らし合わせたシステムとしていただきたいものでございます。

下に書いておりますとおり、歳入の更正は財務規則第43条、歳出は第92条、公金振替は支出から歳入に更正する場合のことでございまして、財務規則第90条に記載されております。

結びでございます。

平成最後の平成30年度は佐賀県内の市町業務の問題が多数報道された年でもございました。これらは極めて初歩的な法的・事務的手続等の誤りによる不適切な補助事業、流用・随意契約違反、そのための決算不認定、法律違反等でございますが、江北町でも過去に類似案件があり、決して対岸の火事ではございません。日ごろからこれら他山の石として心にとめ置き、一層チェック機能を強化し、コミュニケーションを密にとり業務を遂行していただきたいと思っております。

また、最近の気象状況は、これまでに経験したことのない豪雨、猛暑、逆走台風などが押し寄せてきております。平成30年7月5日から6日にかけて降り続いた大雨により町に大雨特別警報が発令され、また、令和元年8月27日から28日にも同様に大雨特別警報が発令されたところでございます。これらは自然災害の脅威と、これに備える対策の重要性を痛感させられたところでございます。

さらに、佐賀平野北縁には大きな断層が延びており、いつ何どき人命や財産が失われるか予測がつかない時代となっております。常に危機感と緊張感を持って職務に当たっていただくようお願いいたします。

今後の財政運営に当たりましては、歳入面では、国庫補助金の減少や働き盛り世代の縮小、高齢化の進展等によります税収の減少が予想されます。また、歳出面では社会保障関係費、公共施設等の老朽化に対応するための維持保全・長寿命化のための経費、自然災害に関する経費の増加等が予想され、財政の健全化とともに、自主財源の確保が課題となっております。

このため一層の各種財源・歳入の確保に町職員全員で取り組むとともに、基金の有効活用

及び借入金の縮減並びに事務の効率的な執行等による歳出抑制・削減に努め、将来の財政の健全化を図られたいところでございます。

今後の町の運営につきましては、限られた財源の中で住民ニーズを的確に把握したサービスの向上、自然災害の教訓を生かした防災・減災対策に対する組織づくり、交通事故減少の対策等を取り組まれ、何よりも町民の穏やかで安心できる暮らしの実現を最優先としたまちづくりを行っていただきたいと思っております。

さらに、令和元年11月にみんなの公園が開園するなど、住みよいまちづくりに尽力されておりますが、今後も町民の理解と協力を得ながら、町民にとって真に必要な政策を実施され、町民との信頼関係を構築し、令和の時代も魅力ある住みやすい町となるよう望むところでございます。

一般会計、特別会計につきましては、以上でございます。

引き続き長くなりましたが、水道事業特別会計を簡単に説明させていただきます。

お手元に配付されております江北町公営企業（水道事業特別会計）決算審査意見書を願います。

まず、1ページでございます。

審査の対象につきましては、記載しているとおりでございます。審査の期日は令和元年7月26日に実施いたしました。

審査の方法といたしましては、決算審査に当たりましては、決算書及び関係書類の計数が正確であるか、予算の執行及び事業経営が地方公営企業法第3条の規定の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているかを主眼に置き、諸帳簿、証拠書類等の照合のほか、定期監査の結果及び例月検査の資料等を参考とし、関係職員の説明を聞き、慎重に審査したところでございます。

結果でございます。審査に付された決算報告書及び財務諸表等附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されておりました。予算の執行及び事業経営はおおむね適正かつ効率的に行われておりました。

2ページから4ページまでには、決算の概要でございますので、お目を通していただきたいと思っております。

続きまして、5ページでございます。

審査意見でございます。

今年度の給水戸数は、前年度より67戸増加し、また、給水人口は前年度より72人増加しております。

年間配水量は5万8,020立方メートル減少し、1日平均でも159立方メートル減少いたしました。また、年間有収水量は284立方メートル増加し、1日平均でも1立方メートル増加したところでございます。有収率は88.6%となっております。

財務関係につきましては、指摘事項もなく適正でございました。

水道事業は、令和2年度から佐賀西部広域水道企業団へと統合となりますが、これまでと同じく町民の皆様の信頼を得られますよう望むものでございます。

水道事業特別会計につきましては、以上でございます。

なお、経常比率のほうにつきましては、先ほど諸般報告の中に、町長のほうから出されました中に一応添付しておりますので、それをごらんいただければと思います。

私からの審査報告は以上でございます。長い間ありがとうございました。

○西原好文議長

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御起立願います。お疲れさまでした。

午前10時42分 散会